

意思決定支援に関する指針

こころの医療センター 五色台

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える本人及び家族に対して、多職種から構成される医療チームが適切な説明と話し合いを行い、本人の意思決定を尊重し最もふさわしい医療・ケアを提供することに努める。

2. 『人生の最終段階』の定義

本人が適切な治療を受けても回復が期待できないと判断された状態である。その判断は多職種で構成される医療チームや家族等関係者が納得し行われる。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療チームが十分に情報共有し、本人の意思決定を基に医療・ケアを提供する。
- (2) 時間の経過、症状の変化等で本人の意思は変化しうることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるような支援が求められることから、家族等を含めて必要な時に話し合いを行う。
- (3) 本人が自ら意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを行う。
- (4) 医療・ケアの開始や内容の変更、中止等は医療チームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (5) 医療チームにより可能な限り不快な症状を緩和し、本人の身体的な苦痛のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的に行う。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

- (1) 時期については、人生の最終手段であると医師等医療従事者及び本人・家族等が判断する。意思決定支援にあたっては、医師等は本人の状態に応じた症状説明を行い、本人・家族・医療チームが情報を共有する。

(2) 方針の決定

① 本人の意思が確認できる場合

本人・家族等と医療チームとの十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本とした医療・ケアの方針を決定する。

② 本人の意思が確認できない場合や判断能力がない場合

家族等が本人の意思を推定し、その推定した意思を尊重し、医療チームで方針を決定する。家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人にとって何が最善であるか医療チームと家族等で繰り返し話し合いを行う。家族等がいない場合、及び家族等が判断を医療チームに委ねる場合は、本人にとっての最善の方針を繰り返し話し合いを行い決定する。

(3) 多職種及び複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)における方針の決定に際し、

① 医療チームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

② 本人と医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療チームとの話し合いの中で妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合

等については多職種及び複数の専門家からなる話し合いの場を設置し、医療チーム以外の者も加えて方針についての検討及び助言を行う。

(4) 全てのプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録及び看護記録に記載しておくものとする。

附則 この指針は令和6年10月1日より施行する